

平成26年度第3回神戸市大規模小売店舗等立地審議会議事要旨

1. 開会及び閉会の日時並びに会議の場所

日時 平成27年2月23日(月) 午前10時から午前12時まで

場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館14階 AV特別会議室

2. 出席及び欠席委員氏名

出席委員 会長 西村 順二 森本 政之 崔 相鐵
末包 伸吾 田中 智子

欠席委員 喜多 秀行 佐藤 容子 宮前 保子

3. 出席した職員の職名

神戸市大規模小売店舗立地法運用協議会委員 9名

(兵庫県警察本部交通部交通規制課長、企画調整局企画調整部調整課長、環境局環境創造部環境保全指導課長、建設局道路部計画課指導担当課長、住宅都市局計画部計画課長、住宅都市局計画部まちのデザイン担当部長、住宅都市局建築指導部建築安全課長、産業振興局庶務課長、産業振興局経済企画課長、代理出席含む)

産業振興局経済企画課関係職員 3名

4. 傍聴者 1名

5. 議事次第

(1) 開会及び定足数の確認

(2) 議事

① 大規模小売店舗立地法に基づく届出案件

ア 審査案件

a 第184号案件「(仮称)G-7モール上津台」新設届

イ 説明案件

a 第185号案件「スーパーマルハチ箕谷店」新設届

② その他

(3) 閉会

6. 議事要旨

(1) 会長の選任について

委員の委嘱期間、終了に伴い、平成27年1月15日から平成29年1月14日までの2年間、新たに委嘱を行った。本日の審議会は、委嘱後初めて開催されたため、神戸市大規模小売店舗等立地審議会規則(平成12年8月規則第36号)第4条第2項に基づき、委員の互選により、西村委員が会長となった。

(2) 大規模小売店舗立地法届出案件 審査案件第184号「(仮称)G-7モール上津台」新設届について

第2回審議会において、委員から質疑のあった、景観(中高木の植栽の配置、色彩や壁面の反射、広告物)について、事業者からの回答及びあらかじめ、神戸市大規模小売店舗立地法運用

協議会委員により検討を行った審査案を説明し、その内容について次の通り審議された。

結論としては、審議会としては、意見なし。ただし、要請事項として、「周辺の交通状況に配慮するように努めること、開店後に交通処理の状況に問題が発生した場合には、地域の一員としての自覚のもと、誠意を持って対応し、速やかに必要な対策を講じること。開業時及び平常時の休日における交通状況、交通誘導員を含む交通対策状況について調査し、開業1カ月後をめどに報告すること」を付加する。

また、事務局に対して、光の反射や景観について、開店後もモニタリングを行い、住宅に対して反射があるようであれば、壁面緑化等の景観面に対する対策を求める必要がある旨付加された。

(委員) 審査案の内容は、交通関係の要請事項のみだが、届出書で基準を超過している部分がある騒音や、前回審議会の質問事項である壁面の光の反射等については要請事項としないのか。

(事務局) 騒音については、届出書に明記していること、また、土地利用が早急に変わるような状況ではないことから、他の案件と同様、要請事項に付加していない。

西日の反射の可能性は低いと考えており、事業者の回答では、実際に反射が起こり、それに対する苦情があれば対応するとしていることから、当該内容を担保するための要請事項は、これまでと同様で付けていない。

(委員) 反射の可能性が低いとの根拠は、壁の素材か、入射の角度的なものか？

(事務局) 他店舗でも同様の素材を使用しており、特に苦情がないこと、また、予測ではあるが、店舗の角度的に恐らく大丈夫だろうという2点だ。

(委員) 角度による反射を予測するのは簡単なもので、検証すればいいのではないか。住民から苦情があったら対応するというのではなく、審議会では、事前に防ぐ、専門家が集まって気づいたところを押さえていくという発想だと考える。

意見としては、騒音に関して、資料17ページの基準を超えているため、赤く丸を塗っている予測地点では、届出書に問題があったら対応すると事業者は記載しているが、対応する方法があるのか、具体的な内容を言及すること、また、壁の反射については、もう少し科学的に、万が一反射した場合の影響を把握しておくことが必要だと考える。

(事務局) 反射の科学的なデータは取っていない。

(会長) 開業後、事務局はモニタリングを行い、問題があれば、事業者に届出に基づき、できる限りの企業努力を依頼するという運用上の対応とするのはどうか。

(委員) 前回の審議会では、高木を置くことを要望したのは、素材感が不明なため、道路側に置いている緑で、ある程度反射光を受けることが可能と考えたこともある。

今回、素材を確認し、反射した場合、壁面緑化などが照り返しの対策としてはあり得ると考える。

(会長) 問題が起こった場合には、それを必ず確認し、対応策をまとめていくという手順になると考える。運用上、事務局が確認し、万一、照り返しや反射があった場合は、対応策を業者任せでなく、審議会が出た考え方も踏まえた上で、対応を検討してもらおうということではいかか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、市運用協議会の審査案の要望事項については、追認するというところでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、「(仮称) G-7モール上津台」については意見なし。

要請事項として、周辺の交通状況に配慮するように努める、開店後に交通処理の状況に問題が発生した場合には、地域の一員としての自覚のもと、誠意を持って対応し、速やかに必要な対策を講じること。開業時及び平常時の休日における交通状況、交通誘導員を含む交通対策状況について調査し、開業1カ月後をめどに報告することとする。また、先ほど言及のあった、景観あるいは光の反射について運用上の対応を行うこととする。

(3) 大規模小売店舗立地法届出案件 説明案件第185号「スーパーマルハチ箕谷店」新設届について

届出書及び法定説明会の概要について事務局から資料に基づき説明を行った。

委員からは、審議会資料の作成方法について指摘があり、次回以降、変更することとした。

また、次回審議会までに、店舗開店時間外のパーク・アンド・ライドの駐車場の利用方法について、設置者に確認する、また、国道側の出口の運用について、安全面からの委員の指摘について確認する。

①審議会資料の騒音資料について

(委員)騒音に関する審議会資料について、幅広く検討するために、高さを変えて予測を行っている場合は一番影響の大きい1点のみではなく、届出書添付資料で予測されている地点全ての騒音予測値を記載をしてもらいたい。

(会長)次回より、事務局で対応する。

②駐車場の利用方法（パーク・アンド・ライド用の駐車場）

(委員)パーク・アンド・ライドの駐車場利用者がピーク時1時間当たり100台くらいとのことだが、屋外の平面駐車場だけでは足りないため、建物2階や屋上の駐車場を利用することになる。営業時間外もスーパーの建物の中に自由に入り、エスカレーターを使用できるのか等パーク・アンド・ライドは問題なく利用できるのか。

(事務局)閉店後の駐車場の利用の仕方について、事業者を確認する。

③交通対策について

(委員)国道側の左折可能レーンは、ドライバー心理としては、前方を見たときに青信号であると、少し無理をしてもスピードを上げて突っ込んでくると考えられるので、国道側の店舗出口からの退店車両とぶつかる危険性が大きいのではないか。

(事務局)事前協議の段階でも、同様の指摘があり、道路管理者や交通管理者からは、国道側に出口を設けることについて再考するよう促したうえ、退店車両をさばくために、出口を設置するのであれば、交通整理員は常時つけなければならないとしていた。届出書では、出口に、「日中は交通整理員をつける」としている。また、国道の信号の状況等、よく熟知した者でないと、(車両を)出したり止めたりできないため、交通整理員の質を重視する必要があることを指摘している。交通整理員の配置については、届出書に明記されている。交通整理員の質については確認していく。